

海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2013年12月）傍聴
日 時： 2013年12月12日（木）
場 所： ロンドン IASB本部
出張者： 企業会計基準委員会 研究員 松尾 洋孝

IASB 会議（2013年12月）傍聴報告

日時：2013年12月12日（木）

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2013年12月12日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。

議論されたトピックは以下のとおりであった。

- IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビュー
- IFRIC アップデート
- 持分法：その他の純資産変動に対する持分（IAS 第28号の修正案）
- 減価償却及び償却の許容される方法の明確化（IAS 第16号「有形固定資産」及びIAS 第38号「無形資産」の修正案）
- 数理計算上の仮定：割引率（IAS 第19号の修正案）
- 年次改善—IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」—IFRS からの短期的な免除
- 金融商品：減損
- 金融商品：分類及び測定
- 公正価値測定：会計単位

■ IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビュー

IASB は、情報要請に含める暫定的な質問の更新版を検討した。

また、IASB は、それらの暫定的な質問に関して会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) から受け取ったインプットに関する情報提供を受けるとともに、扱う領域及び暫定的な質問案に ASAF メンバーがおおむね同意していることに留意した。

次のステップ

IASB は、情報要請の公表を2014年1月末までに行う予定である。

■ IFRIC アップデート

IASB は、2013年11月のIFRS解釈指針委員会会議からのアップデートを受け取った。当該会議の詳細はIFRICアップデートで公表されている。

■ 持分法：その他の純資産変動に対する持分（IAS第28号の修正案）

2012年11月にIASBはIAS第28号の修正案の公開草案を公表した。IASBは公開草案において次のことを提案していた。

- a. 投資者は、投資者の資本において、投資先の純資産の変動のうち投資先の純損益又はその他の包括利益（OCI）に認識されておらず、受け取った分配ではないもの（「その他の純資産変動」）に対する持分を認識すべきである。
- b. 投資者が持分法の使用を中止する時に、過去に認識した資本の累計額を純損益に振り替えるべきである。

今回の会議でIASBは、EDに関して受け取ったコメントに照らしてこのトピックに関する議論を継続した。IASBは、多くの回答者がEDでの提案は現在のIFRS文献のいくつかの側面からの離脱を生じることになると懸念していることを認識している。IASBは、EDの提案に対する代替案として4つの異なるモデルを検討した。IASBは、提示された各モデルには、投資先のその他の純資産変動に対する投資者の持分の会計処理についての課題があることに着目した。

IASBは、修正案はIASBが持分法会計の原則を再検討するまで実務上の不統一に対処するための短期的な解決策であることに留意した。したがって、IASBは、EDでの提案に基づいた修正を最終確定することを暫定的に決定した（いくつかの具体的な事実パターンに対する要求事項の適用についての追加的な分析のレビューを条件とする）。

11名のメンバーがこの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは、抽出した事実パターンに対する修正案の適用についての分析を今後の会議で検討する。

■ 減価償却及び償却の許容される方法の明確化（IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」の修正案）

IASBスタッフは、「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」に関するIAS第16号及び第38号の狭い範囲の修正を完了するにあたりIASBが実施してきたデュー・プロセス

のステップを説明した。

IASB メンバー全員が以下の点に同意した。

- a. IAS 第 16 号及び第 38 号の修正は、再公開せずに最終確定すべきである。
- b. 修正の発効日は 2015 年 7 月 1 日とすべきであり、早期適用を認めるべきである。
- c. これまでにデュー・プロセスの要求事項は準拠されてきた。

IAS 第 16 号及び第 38 号の最終の修正の公表に反対する意向を示した IASB メンバーはいなかった。

次のステップ

IASB は IAS 第 16 号及び第 38 号の最終の修正を 2014 年の第 1 四半期に公表する予定である。

■ 数理計算上の仮定：割引率（IAS 第 19 号の修正案）

IASB は、退職後給付債務についての割引率の算定に関する IFRS 解釈指針委員会の議論及び決定に関するアップデートを受けた。2013 年 11 月に、解釈指針委員会は、この論点をアジェンダに追加しないという決定を最終確定し、この論点は割引率に関する IASB の調査研究プロジェクトで扱うべきだと提案した。

IASB は、割引率に関する調査研究プロジェクトが退職後給付債務についての割引率の算定の論点を直接扱う可能性は低いが、当該プロジェクトの結果がこの論点を対処する際に役立つ可能性があることに留意した。

次のステップ

IASB は、割引率に関する調査研究プロジェクトの範囲を今後の会議で議論する。退職後給付債務についての割引率の算定の論点に関する追加的な作業は現時点では予定していない。

■ 年次改善—IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」—IFRS からの短期的な免除

IASB は、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の付録 E の短期的な免除の一部を、その短期的な免除が意図した目的を果たした後に削除すべきかどうかを議論した。

IASB は、IFRS 第 1 号の E3 項から E7 項の短期的な免除を削除する（発効日は 2016 年 7 月 1 日以後開始する事業年度とする）よう提案することを暫定的に決定した。また、2013 年 12 月に公表した公開草案「年次改善 2012–2014 年サイクル」で提案した IFRS 第 7 号「金

融商品：開示」の修正に関する短期的な免除の削除を提案する（しかし発効日は2018年1月1日以後開始する事業年度とする）ことも暫定的に決定した。IASBは、これらの修正案を公開草案「年次改善2013-2015年サイクル」に含めることを決定しIASBメンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASBは、公開草案「年次改善2013-2015年サイクル」をコメント募集のため2014年の第3四半期に公表する予定である。

■ 金融商品：減損

IASBは、公開草案「金融商品：予想信用損失」（公開草案）における提案の明確化及び拡充に関する再審議を継続した。IASBが公開草案の最終基準化を進めるかどうかは、今後の会議で決定される。

今回の会議で、IASBは、公開草案における提案の以下の具体的な側面を検討した。

- ローン・コミットメント及び金融保証契約
- 経過措置及び影響分析

ローン・コミットメント及び金融保証契約

IASBは、リボルビング型の信用供与枠に係る予想信用損失を見積る期間は、企業が信用リスクに晒され、将来の資金引出しが回避できない期間とすべきであるという暫定決定を、他のローン・コミットメント及び金融保証契約に拡大すべきかどうかを議論した。

IASBは、暫定的に

- リボルビング型の信用供与枠以外のローン・コミットメント及び金融保証契約について予想信用損失を見積るべき最大の期間は、企業が信用の提供を確約している契約期間であるという公開草案での提案を確認した。
- 企業は、引き出された金額と未引出の残高に係る予想信用損失を見積る際に同じ割引率を適用すべきであると決定した。ただし、実効金利を算定できない場合は除く。その場合には、割引率は公開草案で提案しているとおり算定すべきである。
- 企業は、未引出の残高に関連する予想信用損失を別個に識別できない場合には、未引出の残高に係る予想信用損失についての引当金を、引き出された金額に係る予想信用損失についての損失評価引当金と一緒に表示すべきであると決定した。

16名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成した。

経過措置及び影響分析

IASBは、予想信用損失モデル案の適用開始時に企業が適用すべき経過措置案を議論した。IASBは、以下の事項を暫定的に確認した。

- 要求事項はIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用すべきである。
- 企業が提案を遡及適用するのを支援するため、企業は、信用リスクが著しく増大していない金融商品を識別するために、（公開草案のC2項(a)で提案しているように）信用リスクが低い場合の例外を適用することができる。

また、IASBは、企業は過大なコスト又は労力なしに利用可能な最善の利用可能な情報を考慮することによって、当初認識時の信用リスクを概算することができる旨を明確化することを暫定的に決定した。最善の利用可能な情報とは、以下の情報である。

- 合理的に利用可能で、企業に網羅的な調査を行うことを要求するものではなく、かつ
- 当初認識時の信用リスクの算定又は概算を行うにあたって関連性がある。

IASBは、企業が当初認識時に信用リスクの算定も概算もできない場合には、企業は、当該金融商品の認識の中止が行われるまで、損失評価引当金の測定を各報告日現在の信用度に基づいて行うべきであることを暫定的に確認した。

さらに、IASBは、文案作成の際に、適用指針の使用又は設例の使用によって以下を記述することを暫定的に決定した。

- 信用リスクの増大の識別を期日経過日数に従って行っている場合、企業は、移行時における信用リスクの著しい増大の検討を、期日経過が30日超となっている契約上の支払に関する反証可能な推定を用いて、どのように行うことになるか。
- 企業は、信用リスクの著しい増大があったのかどうかの評価を、特定のポートフォリオ（商品の種類ないしは地域ごと）について認められる移行日時点の信用リスクと当初の最大信用リスクとの比較によって、どのように行うことができるか。

16名のIASBメンバーがこれらの決定に賛成した。

■ 金融商品：分類及び測定

IASBは、公正価値オプションを議論し、IFRS第9号「金融商品」における現在の公正価値オプションを、そうでなければ強制的にその他の包括利益を通じた公正価値で測定される金融資産に拡張するという最近の公開草案での提案を確認することを暫定的に決定した。したがって、企業は、そうすることで測定又は認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある）が除去又は大幅に低減される場合には、これらの金融資産を純損益を通じた公正価値で測定することができる。その指定は、当初認識時にだけ認められ、取消

不能とされる。

15名のメンバーが賛成した。1名のメンバーは欠席した。

次のステップ

IASBは、IFRS第9号の限定的修正を2014年の前半に公表することを目指して、提案の残りの側面を今後の会議で検討する。

■ 公正価値測定：会計単位

IASBは、IFRS第13号「公正価値測定」に示されているポートフォリオの例外処理を、市場リスクがほぼ同じであるレベル1の金融商品だけで構成されるポートフォリオに適用することについて議論した。

IASBは、その測定は、純額ポジションにレベル1の価格を乗じて得られる測定とすべきであると暫定的に決定した。また、IASBは、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値測定を明確化する公開草案に、本件に関する強制力のない設例（即ち、市場リスクがほぼ同じであるレベル1の金融商品だけで構成されるポートフォリオに対してポートフォリオの例外処理を適用する例示）を含めることを暫定的に決定した。

15名のメンバーが賛成した。1名のメンバーは欠席した。

以上

付録 スケジュール

12月12日（木）

時間	アジェンダ項目
9:00-9:30	IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー
9:30-9:45	IFRICアップデート
9:45-10:30	持分法：その他の純資産変動に対する持分（IAS第28号の修正案）
10:30-10:40	減価償却及び償却の許容される方法の明確化（IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」の修正案）
10:40-11:00	数理計算上の仮定：割引率（IAS第19号の修正案）
11:00-11:20	年次改善——IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」——IFRSからの短期的な免除
11:20-12:20	公正価値測定：会計単位
12:20-13:00	昼食
13:00-14:00	金融商品：減損
14:00-14:30	金融商品：分類及び測定